

平成26年度第2回政策会議

日時 平成26年8月19日（火） 11:00～12:00

会場 市長会議室

参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 山本教育長 秋田企業局長
谷口企画部長 川越総務部長 山田財務部長

1. 介護保険サービス事業者の指定事務等に係る手数料の徴収について

◎対応 種田保健福祉部長 藤田保健福祉部次長 田中指導監査課長
鈴木指導監査課主査

◆ 議題の趣旨 ◆

現在介護老人保健施設の開設・変更許可にのみ徴収している手数料について、その他の介護保険サービス事業者の指定、更新に係る手数料を徴収することについて、その内容を協議しました。

◆ 協議の結果 ◆

手数料は徴収することとし、手数料の金額および徴収の時期については、再度検討することとしました。

◆ おもな発言 ◆

■ 種田保健福祉部長

現状については、介護保険サービス事業者の指定等にあたり、介護老人保健施設の開設と変更許可のみ、手数料を徴収している。

これは、全国一律に都道府県が徴収していたものを、中核市に権限移譲された段階で、本市も介護老人保健施設については、徴収したものである。

その他の介護保険サービス事業者の指定等については、平成24年度に中核市に権限移譲されたが、北海道では手数料を徴収していなかったため、本市も徴収していない。

しかし、指定等の手続については、書類審査等一定の事務処理を要していることや、高齢者人口の増加に伴い、件数が増えていることに加え、介護老人保健施設の開設変更時のみ手数料を徴収していることが、事業者間の均衡を欠く状況にある。このようなことから、今後は、介護保険サービス事業者の指定、更新に係る手数料を徴収することとしたい。

なお、他都市の状況について、中核市42市に調査をしたが、本市のように、老健のみ徴収しているのが14市、全介護保険事業者から徴収しているのが23市、老健を含め徴収していないのが5市となっている。道内では、昨年4月から札幌市が、今年7月から旭川市が徴収している状況である。なお、類似業務として、障害福祉サービス事業者の指定、社会福祉法人の設立認可、についても調査をしたところ、42市すべてで徴収していなかった。

今後のスケジュールとしては、政策決定後、関係団体への説明を行い、12月に条例改

正の提案，来年4月からの施行を予定している。

■工藤市長

手数料については，この事務に係る積算根拠を明確にしておけば，札幌や旭川など他都市と横並びの金額にする必要はないと思う。ただ，他都市と比べて明らかに金額が異なるような積算結果であれば，その手法が正しいのか再度検討する必要がある。

■山田財務部長

その他の使用料・手数料についても，他都市との比較ではなくて原価計算で設定している。ただ，他都市との比較の中で，原価計算の算定方法について、金額の根拠も市として整合がとれるよう，条例提出までに再度整理したい。

■工藤市長

新年度の政策予算として決める必要がある。条例提案の時期については12月とはならないのではないか。

■種田保健福祉部長

再度，部内で手数料の算定根拠等を精査したうえで，条例提案の時期と手数料について財務部と協議して決めたい。

■工藤市長

新年度の予算要求までに，条例提案時期および手数料について，保健福祉部と財務部で再度整理すること。